

甲府市遠距離通勤・通学定期券購入補助金交付要綱

平成 28 年 4 月 1 日

企第 14 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、本市における移住・定住を促進するため、市内に住所を有し、鉄道を利用して遠距離通勤・通学する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、甲府市補助金交付規則（昭和 38 年 11 月規則第 50 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本市居住者 本市に居住し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく本市の住民票に記載されている者
- (2) 遠距離通勤 住所地の最寄の鉄道駅から、県外にある鉄道駅までの間を、定期券を使用して通勤すること。
- (3) 遠距離通学 前号の定める方法により、通学用の定期券を使用して通学すること。
- (4) メールマガジン 山梨県がメールを通じて提供する、県内への就職に役立つイベント情報であって、ユースバンクやまなしに登録している者に送付されるもの。

(補助対象者)

第 3 遠距離通勤に係る補助金の交付の対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日以降新たに、県外に勤務（転勤及び転職を含む。）する者又は本市居住者となる者
- (2) 鉄道を利用して遠距離通勤をしている者
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 世帯員に暴力団員等（甲府市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月条例第 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）がいない者

2 遠距離通学に係る補助金の交付の対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 本市居住者であり、県外に通学する者
- (2) 鉄道を利用して、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下「大学院等」という。）に遠距離通学している者
- (3) 補助対象者及び補助対象者を扶養している者（以下「扶養者」という。）が、市税等を滞納していない者

- (4) 世帯員に暴力団員等（甲府市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月条例第 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）がいない者
 - (5) 山梨県が提供する県内就職に資するメールマガジンに登録している者
 - (6) 山梨県が別に定めるアンケート調査について、アンケート調査実施要領に基づき、市が交付決定した年度の 10 月から 3 月に市へ回答する者
- 3 第 1 項に係る補助金の対象者が転職した場合、第 5 第 2 項に規定する期間の範囲において、補助金の交付の対象とする。
 - 4 第 2 項に係る補助金の対象者が大学院等に編入又は進学した場合、第 5 第 3 項及び第 4 項に規定する期間の範囲において、補助金の交付の対象とする。
 - 5 第 2 項に係る補助金の対象者が、大学院等を卒業、退学等の後、第 1 項に係る補助金の交付の対象となる場合は、補助金の交付の対象とする。

（補助金の額）

- 第 4 遠距離通勤に係る補助金の額は、定期券の購入費から通勤手当及びこれに類するものとして雇用主から支給されている金額を差し引いた額とし、月額 20,000 円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 2 遠距離通学に係る補助金の額は、定期券の購入費の 2 分の 1 の額とし、月額 10,000 円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（補助期間）

- 第 5 補助期間の始期は、定期券の有効期間の開始の日（以下「定期券の開始日」という。）（当該開始の日が、第 3 の要件を満たすこととなった日より早い場合は、当該要件を満たすこととなった日）が属する月からとする。
- 2 遠距離通勤に係る補助期間は、前項に規定する月から起算して 36 月間とする。
- 3 遠距離通学に係る補助期間は、大学院等に在籍している期間とする。
- 4 前項の補助期間は、大学院等が定める修業年限を超えることはできない。
- 5 第 2 項及び第 3 項の期間内において、補助対象者が第 3 第 1 項第 1 号から第 4 号及び第 2 項第 1 号から第 6 号までの要件を満たさなくなったときは、その事由が発生した月までとする。ただし、その月が 1 月に満たないときは、日割計算により算出する。

（補助金の交付申請）

- 第 6 遠距離通勤に係る補助金の交付を受けようとする者（以下「通勤申請者」という）は、甲府市遠距離通勤定期券購入補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
- (1) 在職及び通勤手当等支給額証明書（第 2 号様式）
- (2) 補助金の対象となる定期券の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 遠距離通学に係る補助金の交付を受けようとする者（以下「通学申請者」という）は、甲府市遠距離通学定期券購入補助金交付申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。この場合において補助対象者の扶養者が申請するものとする。ただし、扶養者がいない場合は、この限りでない。

- (1) 大学院等に在学することを証する在学証明書。ただし、各年度2回目以降の申請の場合は、大学院等に在学することがわかる書類（学生証の写し等）で可とする。
- (2) 補助金の対象となる定期券の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の申請は、定期券の開始日から3月以内に行わなければならない。

4 前号の場合において、定期券の開始日が1月2日以降の場合は、3月31日までに申請しなければならない。

（交付決定の通知）

第7 市長は、第6の申請があったときは、これを審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、通勤申請者及び通学申請者に対し甲府市遠距離通勤・通学定期券購入補助金交付決定通知書（第4号様式）又は甲府市遠距離通勤・通学定期券購入補助金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助金の実績報告及び請求）

第8 遠距離通勤に係る交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、定期券の有効期間終了後、速やかに甲府市遠距離通勤定期券購入補助金実績報告書兼請求書（第6号様式）に、在職及び通勤手当等支給額証明書（第2号様式）を添付して市長に報告及び請求するものとする。

2 遠距離通学に係る交付決定者は、定期券の有効期間終了後、速やかに甲府市遠距離通学定期券購入補助金実績報告書兼請求書（第7号様式）に、大学院等に在学することがわかる書類及び受信したメールマガジンの写しを添付して市長に報告及び請求するものとする。

3 前2項の報告及び請求は、第7の規定により通知した日が属する年度で行わなければならない。

4 実績報告及び請求の内容を審査し、第7の規定により通知した額が変更となる場合は、交付決定者に対して甲府市遠距離通勤・通学定期券購入補助金交付決定変更通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第9 市長は、第8の規定により実績報告及び請求を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第10 市長は、交付決定者が次の各号いずれかに該当したときは、その補助金の交付額決

定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
 - (3) 山梨県が別に定めて実施するアンケートに回答しないとき。
 - (4) 定期券を第三者に貸与し、又は売却等の行為を行ったとき。
 - (5) 定期券の払いもどし又は定期券の日割り相当額の払いもどしを受けたとき。
 - (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 前項の規定により補助金の取消を命ずるときは、甲府市遠距離通勤・通学定期券購入補助金取消通知書（様式第9号）により、補助金の返還を命ずるときは、甲府市遠距離通勤・通学定期券購入補助金返還通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知する。これらの場合において、補助金の取消額又は返還額等は、定期券の利用日数等を考慮して市長が決定するものとする。
- 3 前2項に規定する補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還により、交付決定者が受けた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

（実証調査の実施）

第11 本事業に係る予算の執行の適正を期すために必要があるときは、交付決定者から報告を求め、また、職員による実証調査を行うことができる。

（その他）

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
（失効）
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
（経過措置）
- 3 前項に規定する日以前に、この補助金の交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、同項の規定にかかわらず、同日以後もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。